

日本学生支援機構奨学金

緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)の申込受付について

該当する学生は、日本学生支援機構の緊急（応急）採用奨学金制度により、奨学金を申込みことができますので、お知らせします。希望する場合は、学務部学生支援課（医歯学総合研究棟3階）にて申込書類を渡します。

対象者：失職・破産・事故・病気・死亡若しくは火災・風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから12ヶ月以内である者。災害救助法適用地域で罹災し、被害を被った世帯の学生。
これまでに奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合があります。

災害救助法適用地域の方。また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生・生徒で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合があります。

災害救助法適用地域は、日本学生支援機構ホームページを参照。

http://www.jasso.go.jp/saigai_chiiki/index.html

貸与期間： 緊急採用（第一種奨学金）
家計急変の生じた月（今年度内）以降で申込者が希望する月から、原則として採用年度末まで
応急採用（第二種奨学金）
採用年度の4月以降で申込者が希望する月から、標準修業年限終了時まで

その他

- ・返済義務のある奨学金です。
- ・申込みは、大学へ必要書類を提出後、インターネットから申込となります。
- ・被災の証拠書類（例えば「被災(罹災)証明書の写し」）が必要となります。
- ・詳細は学務部学生支援課までお問い合わせください。

平成22年7月15日 学務部学生支援課
Tel:03-5803-5078